

出来事（2015年8月）

1. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下ようになります。（7月29日現在）

| サプリメント | その他加工食品 | 生鮮食品 | 合計 | 撤回 |
|--------|---------|------|-------|--------|
| 43 品目 | 34 品目 | 0 品目 | 77 品目 | 1 品目 * |

*「ビルベリー」（森下仁丹株式会社）の撤回届出書が、6月1日に受理されたとのことです。

生鮮を除く機能性表示食品の上市パターンとして、4つのケースが考えられますが、現在のところ、「全く新しいもの」は見当たらず、新鮮味に欠けるように思えます。

- 1) 有効性・安全性等の理由で、トクホにならなかったもの。（いわゆる「トクホ崩れ」）
- 2) 類似品（自社、他社）がトクホで販売されているもの。
- 3) いわゆる「健康食品」（サプリメントも含む）として販売されているもの。
- 4) 1)～3) に該当しない全く新しいもの。

2. トクホで安全性が確認されない同一成分と思われる機能性表示食品の届け出

内閣府 食品安全委員会は、特定保健用食品（トクホ）に申請された緑茶飲料「臙脂茶（しゅうしちや）」（株式会社リコム）の健康影響評価を実施し、「安全性を確認できず、評価できない」とする評価書をまとめ、消費者庁に答申しました。

内閣府 消費者委員会は、7月1日、株式会社リコムが特定保健用食品（トクホ）に申請した緑茶飲料「臙脂茶（しゅうしちや）」について、「特定保健用食品として認めることは適切でない。」と答申しました。

8月5日の記者会で、坂東・消費者庁長官より、「食品安全委員会の評価書についても、いろいろな角度から分析する。いろいろな同種の物について流通販売の実態も含めて分析する。慎重に今後検討する」との趣旨の発言があり、同社は、トクホ申請を取り下げるとのことです。

そうした中で、同一と思われる成分を含む株式会社リコムのサプリメント「臙脂粒」は、新制度である「機能性表示食品」として、4月15日に受理されています。6月11日の「通販新聞」は、「『9月から自社通販で検討する』（同社）」と報じています。機能性表示食品の届け出の撤回を消費者庁が求めるかどうか注目されていました。

8月5日の記者会で、同長官より、9月1日にリコムが販売するとしていることに対して、「漫然とその時期を迎えるということは適当ではない」との趣旨の発言があり、31日には、「機能性表示食品としての届け出の撤回は求めない」との考えを示したとのことです。

3. トランス脂肪酸

本年4月1日に施行された食品表示法に基づく食品表示において、トランス脂肪酸の表示は任

意とされました。一方、6月16日、米国食品医薬品局（米国FDA）が、部分水素添加油（PHOs）を3年の経過措置を設けた上で、GRAS（Generally Recognized as Safe）に認めないと官報に告示しました。その報道を受けて国内の報道機関による報道や各種の団体による意見表明がなされていますが、それらはエビデンスに基づいているとは言い難い状況です。脂質は主要な栄養素であって、正しく理解することが必要です。

そこで、NPO 食品安全グローバルネットワークは、①食品に含まれるトランス脂肪酸の実態調査結果と②トランス脂肪酸を含む脂質栄養学の最新の考え方を脂質栄養学の第一人者からご紹介いただくこととし、9月17日に、衆議院第一議員会館多目的ホール（1階）で、院内学習会を開催するとのことです。

4. 新規の食品添加物の指定

8月の新規指定はありません。

現在、1-メチルナフタレン（国際汎用香料）、過酢酸製剤、次亜臭素酸水、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正に向けた手続きが進められています。

5. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（19品目、最終：2015年5月11日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（65品目、最終：2015年7月28日）

グルタミルバリルグリシン（*Escherichia coli* DP-No.2株、GG-No.1株）（味の素株式会社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（2015年7月28日現在）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株）、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO株）、L-システイン塩酸塩（CYS-No.1株）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

6. 遺伝子組換え添加物の安全性評価に関する生活クラブ生協連合会から意見書

8月20日、生活クラブ生協連合会は、アクリルアミドの低減のために食品に未知のリスクをもたらすことになるので反対する旨の意見書を食品安全委員会に提出したとのことです。

「アスパラギナーゼは、発がん性が疑われるアクリルアミドの生成の起因となるアスパラギン酸をアスパラギン酸とアンモニアに加水分解する酵素であり、食品の加熱加工によるアクリルアミドの生成を抑制することができるとされています。「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ」の安全性評価において比較対象として用いる添加物は、*A. niger* ASP-72株を利用して生産されたセルフクロニングのアスパラギナーゼです。このアスパラギナーゼが食品添加物として登録されたのは昨年11月であり、十分な食経験があるとは言えません。またセルフクロニングは厳密な意味では遺伝子組み換えに当たります。このような添加物が

比較対象として選ばれたのは、現行の食品のリスク評価の基本的な考え方を逸脱していると考えられます。食品添加物としての使用されてきた歴史がないにもかかわらず、遺伝子組み換えという新しい技術で大量生産することに反対します。」

<http://seikatsuclub.coop/coop/press/20150820.html>

8月5日の食品安全委員会・添加物専門調査会で、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないとの評価がなされた。」とのことです。
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20150831te1>

7. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 8月は、新たな出荷制限等はありませんでした。
- ② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（8月25日現在）

8. 砂糖は摂取し過ぎかどうか

米国人は、年間75ポンド、1日0.2ポンド（350Kcalに相当）を摂取しているが、米国の新しい食事ガイドラインでは、1日の摂取カロリーの10%以下（2,000Kcalのヒトであれば、50g以下）を推奨しているとのことです。

<http://www.berkeleywellness.com/healthy-eating/nutrition/article/how-much-sugar-too-much>

農林水産省の調査によると、2012年度の年間の砂糖摂取量は、一人当たり平均17.7Kg（注）であり、米国は日本の2倍の33.1kg、EUは、2.2倍の38.2Kgとのことです。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/pdf/24sy3.pdf>

注：約200Kcalに相当し、主な摂取源は、菓子類（26.8%）、清涼飲料水（20.2%）、家庭用（13.0%）、乳製品（10.3%）、パン類（7.5%）とのことです。

9. ダイエットペプシ、アスパルテームからスクラロースへ

PepsiCoは、8月11日、消費者対策（売上増）のために、ダイエットペプシの甘味料をアスパルテームからスクラロースへ置き換えるとのことです。

<http://www.leadertelegram.com/News/Region/2015/08/11/PepsiCo-bows-to-public-on-Diet-Pepsi.html>

10. p-メンタ-1,8-ジエン-7-アール（ペリラアルデヒド）の遺伝毒性

7月23日、EFSAは、p-メンタ-1,8-ジエン-7-アール（ペリラアルデヒド）には、遺伝毒性があるとした。EFSAは、食品香料の安全性評価において遺伝毒性があると分類された化合物は、消費者暴露量を考慮することなくそれだけで懸念があると結論するとのことです。

<http://www.efsa.europa.eu/en/print/press/news/150723>

注：日本では、香料の類指定の脂肪族高級アレルデヒド類に該当

11. 食品中の無機ヒ素の最大基準値の改正（EFSA）

委員会規則 EU18/2006 の Annex を改正し、2016年1月1日から適用する。

| | | Arsenic (inorganic) |
|--------|---|----------------------------|
| 3.5.1. | Non-parboiled milled rice (polished or white rice) | 0.20 |
| 3.5.2. | Parboiled rice and husked rice | 0.25 |
| 3.5.3. | Rice waffles, rice wafers, rice crackers and rice cakes | 0.30 |
| 3.5.4. | Rice destined for the production of food for infants and young children | 0.10 |

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R1006&from=EN>

12. 日本の加工食品のリコール（カナダ）

7月31日、カナダ食品検査庁（CFIL）は、コーヒーソフトキャンデー、抹茶ソフトキャンデー、リボンブランド・ソフト北海道ミルクキャンデーの大豆、乳、小麦のアレルギーマークの表示が不適切として、リコールを公表しました。

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2015-07-31/eng/1438390489910/1438390501862>

13. 輸入食品の違反事例

- 三井物産株式会社が、ブルキナファソから輸入した「ゴマの種子」の命令検査で、イミダプルプリド 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*イミダプルプリド：クロロニコチル系殺虫剤で、残留基準値は、0.01ppm。
- 東海澱粉株式会社が、中国から輸入した「生鮮たまねぎ」の命令検査で、チアメトキサム 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、株式会社まるが、中国から輸入した「生鮮たまねぎ」の命令検査で、チアメトキサム 0.04ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
先月も、「生鮮たまねぎ」での違反がありました。
*チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤で、残留基準値は、0.01ppm。
- カネマツ食品工業株式会社がベトナムから輸入した「無調味乾製品：えび類」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0024ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*クロラムフェニコール：抗生物質で、残留基準は不検出。

（作成：2015年9月3日）